

令和7年10月24日

文化審議会の答申 (記録作成等の措置を講ずべき無形文化財(生活文化)の選択基準)

文化審議会(会長 しまたに 島谷 ひろゆき 弘幸)は、10月24日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり生活文化関係の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準を定めることについて、文化庁長官に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」をご覧ください。

<担当>

文化庁 参事官(生活文化創造担当)

参事官	武藤 高之	(内線 9550)
参事官補佐	山崎 真司	(内線 9557)
文化財調査官	吉野 亨	(内線 9586)
電話 : 075-451-4111 (代表)		

文化庁 参事官(生活文化連携担当)

参事官	中島 勇人	(内線 5045)
文化財調査官(食文化部門)	大石 和男	(内線 5044)
電話 : 03-5253-4111 (代表)		

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準について

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準（昭和 29 年文化財保護委員会告示第 56 号）について、生活文化関係を以下のとおり新設する。

〔生活文化関係〕

生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの

II. 解説

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準について

○意義・目的

生活文化の分野については、令和 3 年の文化財保護法改正により新設された無形文化財の登録制度によりこれまで計 6 件の登録無形文化財の登録を行い、幅広く緩やかな保護・継承を図ってきた。

この過程において、学術的調査の積み重ねにより、いくつかの案件について、特定の個人又は団体が有する特に優れたわざに関し、国による強い支援が必要と思われるケースも散見されるようになってきた。

以上のことから、生活文化に重要無形文化財の制度を導入する必要性が認められ、これに合わせて重要無形文化財の制度を補完する制度である記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度も整備する必要があることから、生活文化関係の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準を新設する。

Ⅲ. 参考

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準(昭和 29 年文化財保護委員会告示第 56 号)

〔芸能関係〕

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち我が国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの